



事務連絡
平成24年3月29日

北海道畜産主務課 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班長

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令及び動物医薬品検査所標準製剤等配布規程の一部を改正する告示の制定について

薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第44条第2項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（平成24年農林水産省令第21号）及び動物医薬品検査所標準製剤等配布規程の一部を改正する告示（平成24年3月29日付け農林水産省告示第850号）が別添のとおり平成24年3月29日付けをもって公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりであるので、薬事監視及び指導の参考としてください。

記

1. 改正の内容

(1) 動物用医薬品等取締規則

セフポドキシムプロキセチルを有効成分とする強制経口投与剤が承認されることに伴い、当該製剤を要指示医薬品として指定することとし、別表第3に追加する。

(2) 動物医薬品検査所標準製剤等配布規程

セフポドキシムプロキセチルを有効成分とする強制経口投与剤が承認されることに伴い、常用標準セフポドキシムプロキセチルを別表に追加する。

2. 施行期日

平成24年3月29日

3. 参考

承認される動物用医薬品は以下のとおりです。

○シンプリセフ錠（ファイザー株式会社）

【有効成分】セフポドキシムプロキセチル

【効能・効果】犬：細菌性皮膚感染症

○農林水産省令第二十一号

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十九条第一項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月二十九日

農林水産大臣 鹿野 道彦

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第七号）の一部を次のように改正する。

別表第三中第百十二号を第百十三号とし、第五十三号から第百十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五十二号の次に次の一号を加える。

五十三 セフポドキシムプロキセチル

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第八五〇号

動物医薬品検査所標準製剤等配布規程（昭和四十五年五月一日農林省告示第六百三十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年三月二十九日

農林水産大臣 鹿野 道彦

別表中

「常用標準セフチオフル	1 容器	11,200円	」を
「常用標準セフチオフル	1 容器	11,200円	」
常用標準セフポドキシムプロキセチル	1 容器	9,400円	」

改める。